令和３年度
事業計画書

社会福祉法人
佐用福祉会

目次

Ⅰ．はじめに……－ 1 －

Ⅱ．理念・基本姿勢……－ 3 －

Ⅲ．重点目標、短・中・長期計画……－ 4 －

Ⅳ．運営組織図及び法人実態……－ 7 －

Ⅴ．事業活動計画……－ 9 －

Ⅵ．人事及び育成計画……－ 16 －

Ⅶ．設備修繕計画……－ 20 －

Ⅷ．財政計画……－ 23 －

Ⅸ．資料……－ 24 －

Ⅰ．はじめに

令和 3 年度は佐用福祉会の認可といちょう園（通所部）の開設から 40 年目、ぎんなん寮（一般棟）の開設から 36 年目、のぞみ寮の開設から 27 年目となります。また、グループホームたんぽぽの開設から 16 年目、相談支援事業所すまいるの開設から 10 年目、地域活動支援センターあさぎりの開設から 4 年目、就労継続 B 型事業「ふれっしゅ」の開始から 2 年目となります。

今年度から、女性用グループホーム「たんぽぽ中町」を新たに開設いたしました（旧グループホームたんぽぽを「たんぽぽ栄町」と改名）。

昨今、福祉を取り巻く法体制が細かく整備されてきました。その半面として、細かな困り事やニーズに対して、いわゆる「法の狭間」が問題視されています。複合する課題に対し、包括的な対応が求められています。地域に埋もれているニーズを大きな問題に発展する前に掘り起こし、支援する行動力が求められています。

1.　地域からのニーズについて

①　国内情勢について

措置制度から契約制度へ移行し、「その人らしい生活」や「地域の中の自分」といったものが求められる時代となりました。社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人へ求められるものが厳格化、明確化され、ただ福祉事業を担うだけでなく、「公益性」「継続性」「透明性」を持つことが必要となっています。また、福祉＝行政サービスという考え方が廃れ、皆で協力し、誰もが幸せに暮らせる地域をつくることが求められるようになりました。そのために、顕在化しているニーズだけでなく、潜在化しているニーズをも専門職として汲み取り、サービスに繋げる「発見力」「相談力」「対応力」が求められています。

2020 年に始まったコロナ禍の影響は、未だ世界各地で猛威を振るっており、私たちのライフスタイルも大きく変わろうとしています。また、働き方改革も 2020 年から中小企業も対象として始まっています。そのような情勢下の為、新たな支援の方法の開発と実践、働き方の改革、ICT や AI を用いた事業の展開が求められています。

②　町内における障害児・者について

佐用町は「まちの課題」として、

「1、障がい者の自立した生活への支援」

「2、相談体制の充実」

「3、障がい者への理解促進」

「4、発達障がいのある方への支援」　　の 4 つを挙げています。（引用）

『専門性を発揮する、求められる社会資源』としての活動

『身近にある相談相手』としての気軽さと信頼感、

『障害があることで不利益を被らない地域の拠点』としての存在が求められています。

(※)　第 6 期佐用町障害福祉計画及び第 2 期佐用町障害児福祉計画　より

［我が町の現状］

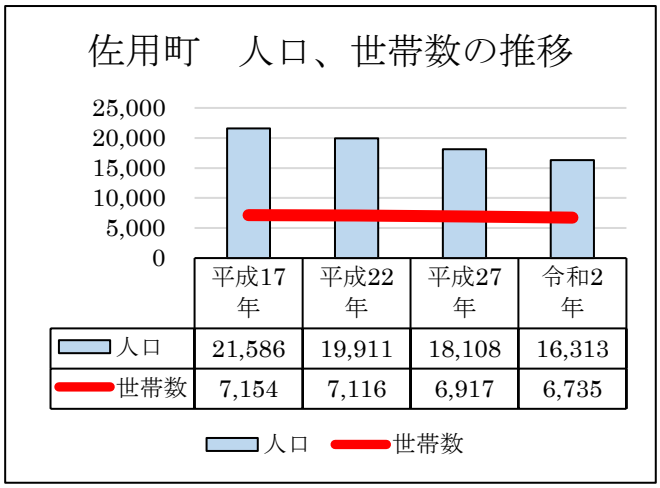

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	21,586	19,911	18,108	16,313
世帯数	7,154	7,116	6,917	6,735

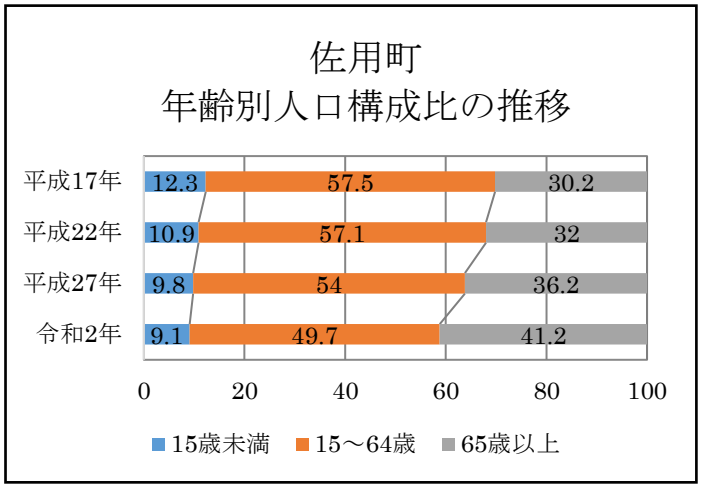

佐用町は、年々人口の減少、世帯数の減少が見られます。平成 17 年には 1 世帯当たりに 3 人住んでいましたが、令和 2 年には 2.4 人となり、家族で支えあうことが難しくなっています。

年齢別人口構成比をみると、15 歳未満の 9.1%に対し、65 歳以上が 41.2%を占め、少子高齢化が顕著となっています。

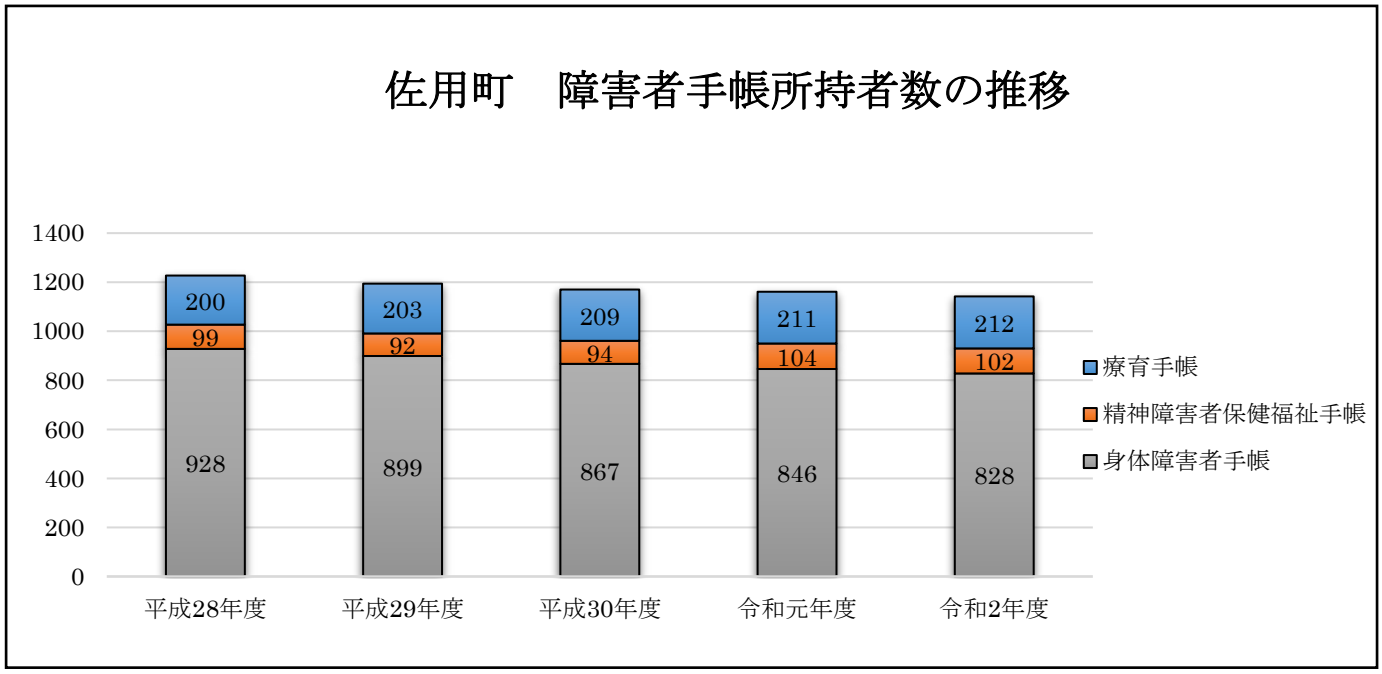

障害者手帳所持者数の推移をみると、知的障害者数、精神障害者数はともに微増傾向にあり、身体障害者数は減少傾向にあります。町全体の人口が減少傾向にあることを考えると、特に知的障害、精神障害分野のニーズがこれから増える傾向にあると予測されます。

Ⅱ．理念・基本姿勢

基本理念

理　念

おもいやりのこころを大切にし、サービスの提供を行います。

基本姿勢

① 常に安心、安全を最優先し、ご利用者の信頼に応えます。
② 地域福祉の拠点として、ニーズに応える法人となります。
③ 佐用福祉会の発展を通じて、職員の幸せを築きます。

○おもいやりのこころ

私たち人間は障害のある人、健康な人、誰もが弱点、欠点、もろさをもっている。その人間同士が日々生活の中で時には対立し、また、共鳴して互いに支え合い分かち合って生きています。おもいやりというのは、人間として平等な立場で相手のことを深く考え、何をしてあげるのがよいのか、何をしてはいけないのかを思いやることです。

○感謝のこころ

自分が感謝の念を誰かに、何かに対して持つ時、いつか、誰かから、何かから感謝されていることでしょう。「ありがとう」と言葉を発した時に人は幸せを感じるでしょう。自分はいつも周りの人から支えられているんだと、感謝の念を持つことにより、人への接し方が柔らかく丁寧になり、他人とよりよい人間関係を築いていけます。

Ⅲ．重点目標、短・中・長期計画

1.　基本姿勢

平成 28 年の社会福祉法改正により、『利用者が、その人らしく暮らせる支援』だけではなく、『地域に根付いた支援』が社会福祉法人に対して求められる時代となった。施設利用者、地域の皆様が安心して暮らせる『福祉の拠点』を目指す。

2.　佐用福祉会 中・長期計画

① 法人組織ガバナンスの強化、安定した経営、地域における公益的な取組を実施
② 地域に根付いた支援と事業の展開
③ 障害福祉サービスの充実、権利擁護の推進
④ 人材の確保、育成。職員全体の意欲向上

3.　3カ年計画（令和3年度～令和5年度）、短期計画（令和3年度）

	長・中期 目標項目	3カ年計画（令和3～5年度）
法人本部	①	内部管理体制の構築
	①	公益事業への取り組みの実施
	④	施設職員としての専門性を高めるためのスキルアップ研修の充実
いちょう園	③	虐待防止の周知徹底
	③	個々に合わせたサービスの提供（個別支援の充実）
	①	非常時、緊急時の為の安心・安全体制の構築
	①	新規利用者の確保及び、通所利用者の安定利用
	②	日中一時支援、短期入所希望利用者の受け入れの強化
	③	充実した就労継続支援事業の運営、利用者の働きやすい環境の整備
たんぽぽ	②	地域への積極的な参加と連携
	④	支援員の人材育成
すまいる	②	利用者のニーズに応える相談支援の事業展開と、他機関（社会資源）との連携
	④	相談員の人材育成
あさぎり	③	利用者個々にあったサービスの充実
	④	支援員の人材育成

短期計画（令和3年度）
定款細則の制定
内部管理体制基本方針の制定
他法人の公益事業取り組み実態の調査
ほっとかへんネットへの参画
佐用城跡公園の整備と充実
各委員会リーダーへの研修の実施と専門的知識の習得
各リーダーによる現場職員への指導の実施
虐待防止委員会の周知徹底に対する活動強化
生活向上（QOL）に向けた、余暇時間の見直し
福祉避難所マニュアルの作成
西播磨、誕生寺特別支援学校、NPO法人みまさかとの連携強化
欠席時対応業務の推進
地域の感染拡大期（コロナ禍）における受け入れ体制の確立
利用者の人員確保（１０人）
必要に応じ、手順書やマニュアルの作成
役場との仕事内容・工賃の調整
たんぽぽ中町の地域定着の推進
2拠点（中町、栄町）に係る支援業務の確立、及び支援員の育成
地域ニーズの把握と、相談支援事業の見直し、改善を行う
新任相談員の育成と、専任相談員のスキルアップを図る
利用者の支援目標の作成を行いサービスの充実を図る
主任業務の文書化及び育成

Ⅳ．運営組織図及び法人実態

①運営組織図

社会福祉法人　佐用福祉会　組織図

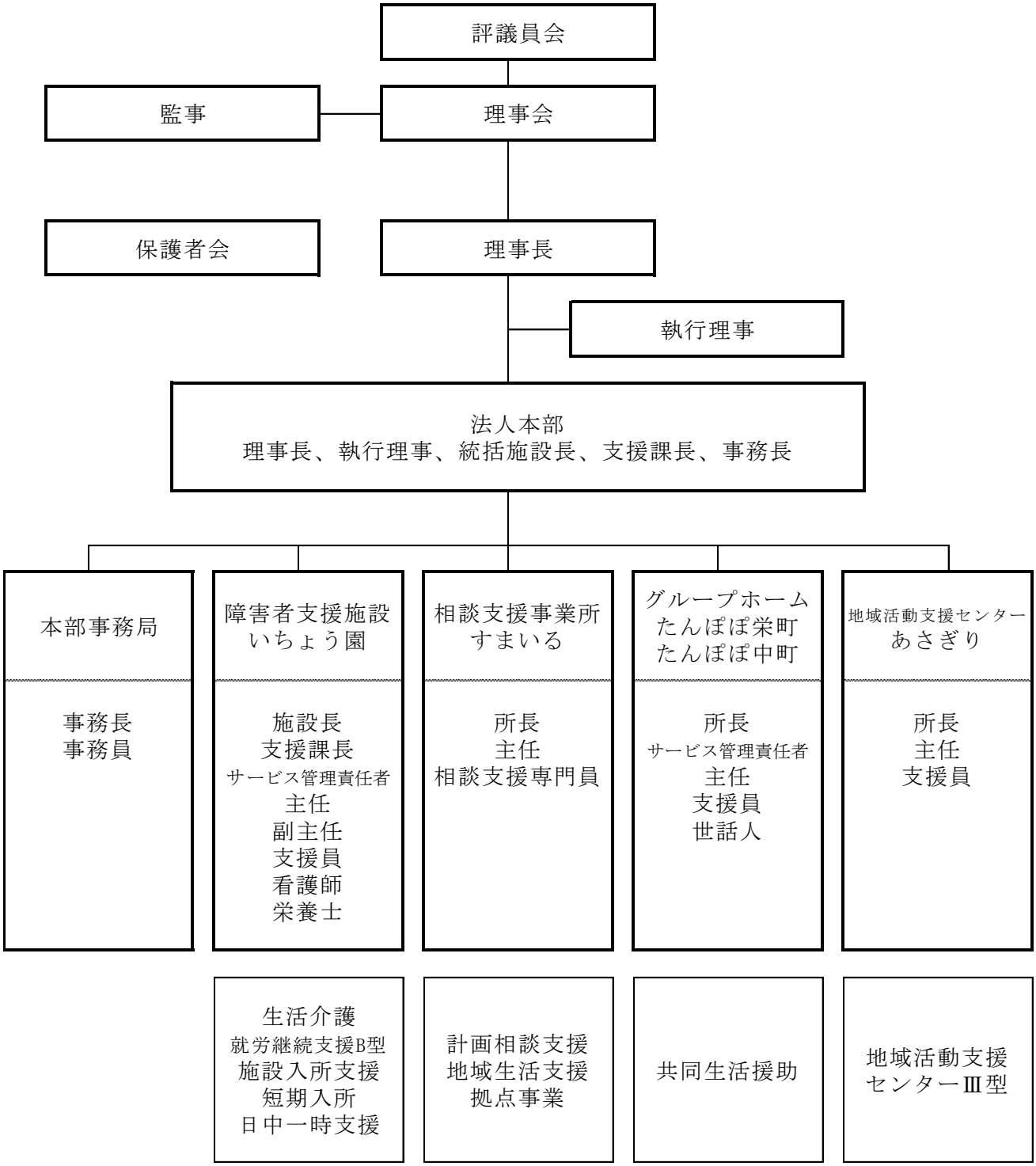

②職員実態

【障害者支援施設いちょう園】

	管理者	事務員	サビ管	職業指導員	支援員	看護師	栄養士	嘱託	臨時	パート	嘱託医	合計
男	1	2	1	1	6	1					(1)	12
女		1	1		13	2	1	2	1	8		29
合 計	1	3	2	1	19	3	1	2	1	8	(1)	41

【相談支援事業所すまいる】

	管理者	所長	相談員									合計
男	1	1	1									3
女			1									1
合 計	1	1	2									4

【グループホームたんぽぽ】

	管理者	所長	サビ管		支援員	世話人						合計
男	1	1			1							3
女			1		3	3						7
合 計	1	1	1		4	3						10

【地域活動支援センターあさぎり】

	管理者	所長	支援員									合計
男	1	1										2
女			4									4
合 計	1	1	4									6

Ⅴ．事業活動計画

1.　基本姿勢

法人本部と各事業所が同じ目標を向いて進むこと、法令に基づき根拠のあるサービス提供を行うことを目的とし、計画を定める。

2.　法人本部実施事業

社会の状況に即した諸規定の見直しを行う。

① 理事会の開催（6 月、12 月、2 月、3 月、その他随時。年 4 回以上）
② 評議員会の開催（6 月、12 月、2 月、3 月、その他随時。年 4 回以上）
③ 監査の実施（5 月）
④ 理事、評議員、監事の研修会への参加（2 月）
⑤ 第三者評価結果に基づいた事業改善の実施

3.　サービス別支援計画

※『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)』及び、同法第七十七条（市町村の地域生活支援事業）にて定められる各市町村の規定に準ずる。

※『基本的人権の尊重』『計画に沿ったサービスの提供』『安心・安全の提供』等、各種コンプライアンスに沿ってサービスを提供する。

①生活介護（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：施設利用の充実を図る。利用者がいちょう園に毎日通い、生きがいを持てるような、心のこもった支援を行う。保護者から依頼されるどの様な相談にも親切丁寧に対応し、信頼される施設となるように取り組んでいく。 目的：(1)　個人に合わせた日中活動を提供することにより、『その人らしい生活』を目指す。 (2)　QOL の向上を図り、集団への参加及び社会参加の促進に努める。 (3)　作業や創作活動を通じて社会の一員としての自覚と、社会参加への知識、技能の習得に努める。 (4)　各種交流会活動を通じ、互いのふれあいの場を提供するとともに、地域の福祉教育の場を提供する。 内容：日常生活支援、作業部活動、生活部活動、園バスによる送迎、地域への奉仕活動、その他各種支援。

②施設入所支援（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：利用者が、のびのびと生活でき、一人ひとりの個性を尊重しながら本人らしい暮らしができるよう支援する。重度高齢者に対応し、利用者一人ひとりの視点に立ち、利用者が安心して生活できるサービスの提供を行う。保護者から依頼されるどの様な相談にも親切丁寧に対応し、信頼される施設となるように取り組んでいく。

目的：(1)　利用者の人権、プライバシーに十分配慮した施設づくりを目指す。

(2)　基本的生活習慣の確立を図り、健康管理と体力の維持に努める。

(3)　買物や喫茶等の外出機会を設け、利用者自身のリフレッシュだけでなく、地域の皆様との交流を目指す。

(4)　本人らしい生活を送るための様々な合理的配慮を行う。

内容：日常生活支援、起床・就寝支援、買物・持物管理、各種当番活動、その他各種支援。

③就労継続支援Ｂ型（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：仕事を通じて、働く喜び、報酬を得る喜びを実感して頂く。

目的:(1)　就労の機会を提供する。

(2)　委託作業を通じて、社会の一員としての自覚と、社会参加への知識、技能の習得に努める。

内容：各種委託作業、その他各種支援

④短期入所（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：障害者支援施設等への短期間の入所が必要な障害者等について、一時的に夜間就寝を含めた支援を行う。保護者から、いざという時に頼れる施設として、存在感を高める。

目的:(1)　在宅の障害者へ、居宅において必要な支援や介護ができない時、施設利用者と同じく、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行う。

(2)　本人ニーズの充足を目指し、利用者に合わせた合理的配慮を行う。

(3)　家族の活動や参加、安心を支援し、介護負担軽減等を図る。

内容：日常生活支援、起床・就寝支援、各種当番活動、その他各種支援。

⑤日中一時支援（該当事業所：障害者支援施設いちょう園）

基本方針：障害者支援施設等への短時間の入所が必要な障害者等について、一時的な見守りサービスの提供、日中活動の提供を行う。保護者がいざという時に頼れる施設として、存在感を高める。

目的:(1)　在宅の障害者へ、居宅において必要な支援や介護ができない時、施設利用者と同じく、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行う。

(2)　本人の満足を目指し、利用者に合わせた合理的配慮を行う。

(3)　家族の活動や参加、安心を支援し、介護負担軽減等を図る。

内容：日常生活支援、作業部活動、生活部活動、その他各種支援。

⑥共同生活援助（該当事業所：グループホームたんぽぽ栄町、グループホームたんぽぽ中町）

基本方針：利用者が『地域の中に生きる自分』を実感できる空間を提供する。地域の一員として活動へ参加し、市町村・集落内でのニーズの充足も視野に入れ活動する。

目的：(1)　地域で生活を行う拠点を提供し、本人の活動の輪を広げる。

(2)　社会の一員としての自覚と、社会参加への知識、技能の習得に努める。

(3)　利用者自身の社会性及び日常生活スキルの向上を目指し、様々な合理的配慮を行う。

(4)　自由に生活できる環境を提供し、自立的な生活を目指す。

内容：地域との交流、行事への促し、地区・隣保活動への参加支援、日常生活支援、起床・就寝支援、各種当番活動等。

⑦計画相談支援（該当事業所：相談支援事業所すまいる）

基本方針：地域の障害者（児）の方々が、安心して自立した生活を送れるように、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応していく。

目的：(1)　町内の障害者のトータル的なサポート体制を確立し、相談支援事業の充実を図り、障害者の地域生活に寄与する。

(2)　ご本人、ご家族からの相談に応じて、必要な情報の提供を行う。また佐用町行政、自立支援連絡会、各関係機関との連携を図りながら、障害者が地域で暮らしやすいように調整していく。

(3)　福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成を行う。

内容：相談受付、関係機関との連絡調整・サービス等利用計画の作成とモニタリング・障害福祉制度、自立支援サービスの情報提供・福祉施設、医療機関、児童の発達相談などの専門機関を紹介・障害基礎年金、各種手帳申請、補装具等について助言。佐用町相談支援連絡会の開催。

⑧地域生活支援拠点事業（該当事業所：相談支援事業所すまいる、障害者支援施設いちょう園）

基本方針：当法人が地域における福祉の拠点を担うべく活動する。

目的：(1)　障害者の地域における居住支援のため、24 時間体制の相談、緊急時の受け入れを強化し、効率的・効果的な地域生活支援体制を整える。

(2)　地域移行、地域定着を中心とした相談支援を行う。

内容：地域で生活する障害者の相談（地域移行、親元からの自立支援等）、体験の機会と場の提供。緊急時の短期入所受け入れ及び障害特性に応じた体制づくり（他施設や医療との連携の上で）。

⑨地域活動支援センターⅢ型（該当事業所：地域活動支援センターあさぎり）

基本方針：明るく会話の途絶えない環境で、働く喜びを感じ取って頂く。様々な作業から、自分の得意とすることを見つけ出すきっかけを掴んで頂く。 目的：(1) 回復途上にある障害者が通い、作業及び生活訓練を通して社会的に自立する支援を行う。 (2) 内職の仕事や手芸をしながら、地域との交流・必要な生きる力・仕事に対する喜び等を身に付ける。 内容：内職等の軽作業の提供、創作活動の提供、行事等の実施、その他各種支援。

※『日常生活支援』とは、「排泄・入浴・食事・洗濯、更衣及び衣服の選択・洗面歯磨き等衛生行為・その他」の心身の状態に応じた支援。

4.　各部別活動計画

基本姿勢

(1)設けられた各部署同士がスムーズな連携を行い、各利用者に合わせたサービスを提供する。

(2)各部署で月１回以上会議を開く。

(3)PDCA サイクルを基本に、現場に活きる活動をする。

①企画運営部

・季節や風土に合わせた行事及び年間活動の立案、管理を行う。

・日課、週間及び月間活動計画、支援当番計画の管理を行う。

②作業部

・生活介護にて行い、日中活動としての軽作業を提供する。

・作業は以下の６種。

（モップ作業、外作業、園芸作業、鯛焼作業、結び織り作業、施設内清掃）

・作業種別、担当工程、参加意欲、参加日数、作業への貢献度に合わせて検討し、年３回工賃を支給する。（鯛焼作業は毎月）

③生活部

・生活介護にて、重度利用者を対象に、日常生活支援及び体力維持の運動、絵画・貼り絵・音楽活動等の創作活動支援及び余暇支援を行う。

・各個人のストレングスを活用し、活動への積極的な参加を促す。

・身体的・精神的事情にて、その人らしい日常生活ができない、できにくい方には『ほのぼの支援』として、個々のケースバイケースに応じたきめ細やかな支援を行う。

④ひだまり

・少人数にて、個別に合わせた創作活動、余暇の支援を行う。

⑤ふれっしゅ

・地域で就労を提供する。

・清掃作業は以下の２種。役場町所有施設（佐用町委託）、特養清掃作業（朝陽ヶ丘荘委託）。

・月１回工賃を支給する。

・年２回、工賃調整金を支給する。

⑥あさぎり

・オリジナル作品の生産販売、その他請負作業を行う。

・創作活動を通じて、情緒の安定をはかる。

・月１回工賃として支給する。

⑦保健部

・利用者が健康で快適な生活を営めるよう、健康管理、疾病の早期発見・早期対応に努め、その人らしく、いきいきと安心して日々過ごせるように支援する。

・各種病院受診、健康診断、感染症対策等の処遇、及び保健関係の事務を行う。

⑧給食部

・調理委託業者（小野マルタマフーズ株式会社）との連絡調整、提案や改善依頼を行う。

・利用者の希望、嗜好をくみ取る。

・咀嚼・嚥下状況に応じた食事形態で提供する。

・毎月、誕生月利用者の希望を基に誕生会メニューを提供する。

・季節毎の各行事食、毎月のバイキングを企画・提供する。

⑨たんぽぽ

・利用者が『地域の中に生きる自分』を実感できる空間を提供する。

・地域の一員として活動へ参加し、市町村・集落内でのニーズの充足も視野に入れ活動する。

5. その他

①福祉サービスに関する意見・要望解決　（通称：みんなの声）

社会福祉法第 82 条の規定により、本法人並びに施設では、法人及び施設運営や処遇等においてご利用者やそのご家族からの意見・要望に適切に対応する体制を整える。本法人並びに施設における意見・要望解決責任者、意見・要望受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、意見・要望解決に努めることとする。

(1)意見・要望解決責任者…施設長

(2)意見・要望受付担当者…支援員（2 名）

(3)第三者委員…外部委託

②警備・防災・安全計画（避難訓練・地域防災対策連絡会）

（１）避難訓練

【障害者支援施設いちょう園】

毎月１回避難訓練を計画・実施する。消防署の指導による AED 使用方法、心肺蘇生法、緊急搬送法、消火器使用訓練を組み合わせて行う。職員間緊急時連絡網の訓練を年 2 回行う。なお、地域の方にも参加を依頼し、『消防署、警察署との合同避難訓練』を年１回、『夜間避難訓練』を年１回実施し、専門職や地域の皆様（大坪、秀谷、吉福、山平、山脇、柴谷、真盛地区、佐用町消防団）の意見を頂き、改善を行う。

【グループホームたんぽぽ栄町】【グループホームたんぽぽ中町】

隔月１回夜間想定にて避難訓練を計画・実施する。年１回、利用者の消火器使用訓練を行う。

地域の防災訓練に参加する。

【地域活動支援センターあさぎり】

年２回、通報訓練、避難誘導訓練、防災自主点検を行う。

（２）防災計画

いちょう園防災計画に基づき、平日日中においては、総指揮の下、連絡通報係、利用者係、搬出係、消火係、救急係に分かれ、安全確保と迅速な事態収拾を行う。夜間、土日祝日は出勤者及び当直者があたり、利用者の安全避難を第一として対応する。

消火器、火災警報器、報知器の管理について、業者による定期点検のみでなく、毎月職員による自主点検を行う。

いちょう園敷地内計４箇所に防犯カメラを設置。不穏時、問題発生時に確認を行う。また、警察署より協力を要請された際には、証拠映像として提出する。

（３）いちょう園防災対策連絡会要領

火災時等の災害時に、消火活動等と利用者の安全確保（見守り）を行うため、地域の皆様の力をお借りしなければならない事態が想定される。そのためのガイドラインを双方の合意の下で作成する。

Ⅵ. 人事及び育成計画

1.　基本姿勢

当法人は各事業において、職員・職種の総力を以って、法人理念の実現を目指す。従って、目指すビジョンの共有、新任職員の育成、職員の専門的資質の向上を図ることを目的とする。

2.　人材獲得

優秀な人材の確保を目指し、以下の活動を行う。

①職場説明会、インターンシップの開催。

福祉業界全体での就職に対する理解を深める。

実際に事業所へ足を運んで頂き、具体的な仕事内容、職員間の雰囲気をお見せする。

②学校訪問

近隣の学校と強い繋がりを持つ。

イベントへの参加、ボランティアの受け入れ、講師派遣等を通じ、相互に協力できる関係を築く。

③PR 活動

採用ホームページの運用。ハローワークへの求人掲載。

3.　人事考課制度

理念、ビジョンの達成に向けて、人材育成をしていくため、人事考課制度を実施する。

評価の内容は、賞与等に反映される。

①毎年 1 回（春）…被考課者研修。

②毎年 2 回（3 月、9 月）…考課者研修。

③毎年 2 回（4 月～9 月、10 月～3 月）…被考課者への評価及び、面接指導。

4.　研修計画

※各事業において理念の実現に向けて新入職員の育成と職員の専門的資質の向上を図る。

①外部研修･････････････選抜した職員を参加させる。目的は福祉や支援に対するより深い知識や技能を習得するためと、社会情勢の変移、それによる各種法令の施行や改正に対応するため。研修により知り得た知識を還元するため、法人内で発表、報告させ、周知を図る。

②内部研修･･･施設職員としての必要充分条件を満たす知識とスキルを学び、障害分野での専門性を身につけると共に、全職員で周知する。

	テーマ	主催及び担当	対象
４月	事業計画、支援計画	企画推進室、企画運営部	全職員
５月	事業報告、支援報告	企画推進室、企画運営部	全職員
６月	防災計画	防災担当	全職員
	決算報告	財務担当	全職員
７月	人権擁護について	腰前副主任	全職員
８月	虐待防止について	虐待防止委員会	全職員
９月	リスクマネジメントについて	リスクマネジメント委員会	全職員
１０月	現場の介護について	介護技術向上委員会	支援員
１１月	感染症対策の知識	保健部	支援員
１２月	支援記録作成の基本	支援課長	全職員
１月	個別支援計画について	個別支援計画検討委員会	支援員
２月	第三者評価からの改善事項	企画運営部	全職員
３月	広報活動について	企画推進室	全職員

③部門別研修･････････社労士により、新任・中堅・リーダー・管理職等の各層別研修、また各部門別研修を行う。思考力、行動力アップを目指し、チーム力とモチベーションアップを図る。
（テーマ別研修）

【R3 年度 研修テーマ】
新人・若手職員研修
人事考課者研修

④フォローアップ研修･･･ネット配信を活用し研修を行う。職員の専門性、資質の向上を目指す。

	テーマ	対象
4月	教育(研修)の目的	主任･副主任
	社会人としての接遇･マナー	勤務年数5年以内の職員
5月	言い方を変えるだけで後輩(部下)が育つ	主任
6月	解剖学で座位を考える	生活部所属職員
7月	感染対策においてもとめられるもの	看護師･主任
8月	身体拘束防止の具体策	身体拘束廃止委員･主任
9月	入浴のアセスメント	主任･副主任
10月	立ち上がりを理解する	のぞみ職員
11月	信頼関係の構築	主任･副主任
12月	記録の目的	パート職員･主任
1月	異常の早期発見の為の観察の視点	主任･副主任
2月	食事介助時の姿勢	のぞみ職員、ぎんなん職員
3月	安全の決め手となるコミュニケーションと確認	正職員

⑤各委員会活動・・・・・・・・・以下の通り実施する。

- 感染症対策委員会　（開催日程：偶数月）

目的：　感染症の蔓延を防ぐ為、情報の共有化を行い、常に早急な対応を目指す。

方針：　施設内での感染症の蔓延を防ぐ為、近隣での発生状況や流行状態の情報収集を行い、未然に対策の検討を行う。また、11 月～3 月は施設内の共有部分の消毒を行う。

- 給食委員会　（開催日程：毎月 15 日、但し奇数月は委託業者参加）

目的：　利用者の体重の増減、食事摂取量等の管理を行う。

方針：　利用者に著しい体重の増減、または食事形態に問題が生じた場合、主任支援員、看護師、栄養士で検討を行う。

- 献立管理委員会　（開催日程：不定期）

目的：　1ヵ月の献立のバランス、必要栄養素が摂取できているか検討を行う。

方針：　毎月 1 回、献立予定をメンバーで決め、献立のバランス、食材、必要栄養素が摂取できているか、委託業者と合同で検討を行う。

- 個別支援計画検討委員会　（開催日程：随時）

目的：　個別支援計画に沿った支援を提供する。

方針：　利用者の暮らしの意向に基づいて、計画を作成する。本人のエンパワーメントや QOL の向上を図る。支援方針を一致させ共通認識として持つ。個別支援計画に沿って支援を行い、サービスに必要な情報を的確に記録する。。

- リスクマネジメント委員会　（開催日程：偶数月、随時）

目的：　利用者の安心、安全な暮らしを守るリスクマネジメントを行う。

方針：　法人事業所内のリスクを把握、分析し、効果的な対策の検証、見直しを行う。

- 虐待防止委員会　（開催日程：6、10、1 月）

目的：　施設の生活において、利用者の安全・権利を守る。

方針：　全職員へ、支援者による虐待が無いよう啓蒙活動を行う。外部から講師を招き、研修を行う。

- 身体拘束廃止委員会　（開催日程：7、11、2 月）

目的：　身体拘束廃止に向けた検討と対策。

方針：　基本方針として、拘束は行わない。やむを得ない場合であっても、「切迫性」「一時性」「非代替性」を必ず満たす。

- 介護技術向上委員会　（開催日程：偶数月）

目的：　職員が介護技術を学び、安全安心な支援ができる様にする。

方針：　毎月のワンポイントアドバイス等で介護技術を伝え、統一した支援を行えるようにする。

- 運営改善委員会　（開催日程：毎月初日）

目的：　社会情勢と法人内の現状に目を向け、地域及び利用者中心の支援を考える。

方針：　第三者機関など、外部からの意見、指摘を受け検討・改善を行う。

- 支援向上委員会　（開催日程：偶数月）

目的：　パート職員の資質向上と当法人理念の浸透。

方針：　隔月に委員会を実施し、法人理念を唱和、コメントを行い周知し、気質向上を目指す。

5.　各種職員会議

事業所会議、職員全体会、各所代表者会議、企画運営部会、作業部会、
生活部会、
通所部職員会議、ぎんなん寮職員会議、のぞみ寮職員会議、グループホーム職員会議、
保健部会、食事・栄養管理会議、相談支援会議、利用者会議、特別ケース会議、事務部会、
あさぎりスタッフ会議、経営戦略会議、モップ担当者会議、ひだまり会議、就労継続支援会議、
支援課会議、地域生活支援会議

6.　資格取得の奨励

当法人では、職員が自ら進んで自己啓発に努め、自己研鑽、自己の職業能力の開発及び向上に積極的に取り組む事を推奨し、以下に定める資格、認定に対し、補助制度を設ける。

●社会福祉士　　●精神保健福祉士
●介護福祉士　　●知的障害福祉士
●知的障害者援助専門員　　●社会福祉主事任用資格

Ⅶ. 設備修繕計画

1. 基本姿勢

各種修繕、購入計画を短期、中・長期、その他に分けて実施する。

2. 設備整備・修繕計画

	短期 令和3年度	中長期 令和4年度～ 令和5年度	その他 令和6年度～
建物関係新築・修繕等	①防災公園整備事業 令和3年度実施		②通所棟建替え 令和14年度実施 ③入所棟建替え 令和19年度実施 ④重度棟建替え 令和29年度実施 ⑤自立訓練棟建替え 令和33年度実施
車輌関係・購入等		①ポルテ買替購入 令和5年度実施	②トラック買替購入 令和8年度実施 ③イース買替購入 令和9年度実施 ④シエンタⅠ買替購入 令和10年度実施 ⑤ハイエース買替購入 令和11年度実施 ⑥シエンタⅡ買替購入 令和12年度実施 ⑦ワゴンR買替購入 令和13年度実施
器具及び備品新規購入買替		①プレハブ冷蔵庫買替購入 令和5年度実施 ②温蔵庫買替購入 令和5年度実施	③居室エアコン買替購入 令和7年度実施
機械買替、新規購入		①ボイラー買替購入 令和4年度実施	②ろ過循環機買替購入 令和19年度実施 ③床暖房買替購入 令和29年度実施 ④スプリンクラー買替購入 令和29年度実施

（1）建物関係建替え、修繕、増築等

①防災公園整備事業

事業年度：令和 3 年度

事業内容：佐用城跡防災公園の防災倉庫、東屋の整備

整備費用：2,000,000 円

②通所棟建替え工事

事業年度：令和 14 年度

事業内容：通所棟の建替え・作業場等の整備

建築費用：109,960,000 円

③入所棟建替え工事

事業年度：令和 19 年度

事業内容：入所棟の建替え及び食堂・厨房等の整備

建築費用：257,670,000 円

④重度棟建替え工事

事業年度：令和 29 年度

事業内容：重度棟の建替え及び風呂場、ボイラー室等の整備

建築費用：211,500,000 円

⑤自立訓練棟建替え工事

事業年度：令和 33 年度

事業内容：自立訓練棟の建替え

建築費用：72,920,000 円

（2）車輌関係買替等

①ポルテ買替購入

事業年度：令和 5 年度

事業内容：通所送迎車輌の買替購入

購入費用：1,500,000 円

②トラック買替購入

事業年度：令和 8 年度

事業内容：軽作業用運搬車両の買替購入

購入費用：800,000 円

③イース買替購入

事業年度：令和 9 年度

事業内容：相談支援業務用車輌の買替購入

購入費用：1,000,000 円

④シエンタⅠ買替購入

事業年度：令和 10 年度

事業内容：地域清掃作業用送迎車輌の買替購入

購入費用：2,000,000 円

⑤ハイエース買替購入

事業年度：令和 11 年度

事業内容：通所送迎車輌の買替購入

購入費用：2,700,000 円

⑥シエンタⅡ買替購入

事業年度：令和 12 年度

事業内容：通所送迎車輌の買替購入

購入費用：2,000,000 円

⑦ワゴン R 車買替購入

事業年度：令和 13 年度

事業内容：事務用車輌の買替購入

購入費用：1,500,000 円

（3）器具及び備品関係買替、新規購入等

①プレハブ冷蔵庫買替購入

事業年度：令和 5 年度

事業内容：プレハブ倉庫内冷蔵庫の買替購入

購入費用：1,300,000 円

②温蔵庫買替購入

事業年度：令和 5 年度

事業内容：厨房内温蔵庫の買替購入

購入費用：1,000,000 円

③居室エアコン買替購入
事業年度：令和 7 年度
事業内容：利用者居室エアコン（20 台）の買替購入
購入費用：2,200,000 円

（4）機械等買替、新規購入等
①ボイラー買替購入
事業年度：令和 4 年度
事業内容：重度棟ボイラーの買替購入
購入費用：2,500,000 円

②ろ過循環機買替購入
事業年度：令和 19 年度
事業内容：重度棟内ろ過循環機の買替購入
購入費用：3,500,000 円

③床暖房買替購入
事業年度：令和 29 年度
事業内容：重度棟デイルーム内床暖房の買替購入
購入費用：3,000,000 円

④スプリンクラー買替購入
事業年度：令和 29 年度
事業内容：入所棟・重度棟内スプリンクラー設置
購入費用：30,000,000 円

Ⅷ. 財政計画

1. 基本姿勢

上記の設備修繕計画に沿うため、以下の予算案に従って運営を行う。

2. 予算　　年度別　　資金収支予算書（R3～R5 年度）

（単位：千円）

勘定科目			令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
事業活動による収支	収入	就労支援事業収入	5,100	5,100	5,100	15,300
		障害福祉サービス等事業収入	332,547	332,547	332,547	997,641
		経常経費寄付金収入	1,500	1,500	1,500	4,500
		受取利息配当金収入	33	33	33	99
		その他の収入	1,450	1,480	1,480	4,410
		事業活動収入計（1）	340,630	340,660	340,660	1,021,950
	支出	人件費支出	225,014	231,764	225,014	681,792
		事務費支出	47,928	47,928	47,928	143,784
		事業費支出	45,856	45,856	45,856	137,568
		就労支援事業支出	5,100	5,100	5,100	15,300
		その他の支出				0
		事業活動支出計（2）	323,898	330,648	323,898	978,444
	事業活動資金収支差額　（3）＝（1）－（		16,732	10,012	16,762	43,506
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	0	0	0	0
		施設整備等寄付金収入	0	0	0	0
		設備資金借入金収入				0
		固定資産売却収入	0	0	0	0
		施設整備等収入計　（4）	0	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出				0
		固定資産取得支出	2,000	2,500	3,800	8,300
		元入金支出	0	0	0	0
		施設整備等支出計　（5）	2,000	2,500	3,800	8,300
	施設整備等収支差額　（6）＝（4）－（5）		-2,000	-2,500	-3,800	-8,300
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入				0
		サービス区分間繰入金収入	9,800	9,800	9,800	29,400
		その他の収入	2,100	2,100	2,100	6,300
		その他の活動収入計　（7）	11,900	11,900	11,900	35,700
	支出	積立資産支出	16,490	9,600	15,000	41,090
		サービス区分間繰入金支出	9,800	9,800	9,800	29,400
		その他の支出				0
		その他の活動支出計　（8）	26,290	19,400	24,800	70,490
	その他の活動資金収支差額　（9）＝（7）－（8）		-14,390	-7,500	-12,900	-34,790
予備費　（10）			342	12	62	416
当期資金収支差額合計　（11）＝（3）＋（6）＋（9）－			0	0	0	0
前期末支払資金残高（12）			87,022	87,022	87,022	261,066
当期末支払資金残高（11）＋（12）			87,022	87,022	87,022	261,066

積立金	13,090	6,200	11,600	38,290
前期積立金累計額	213,953	227,043	233,243	
当期積立金累計額	227,043	233,243	244,843	

いちょう園利用者数

入所	50名
通所	23名
合計	73名

Ⅸ. 資料

1. いちょう園　利用者実態（R3. 3. 15 現在）

出身地別利用者数（人）

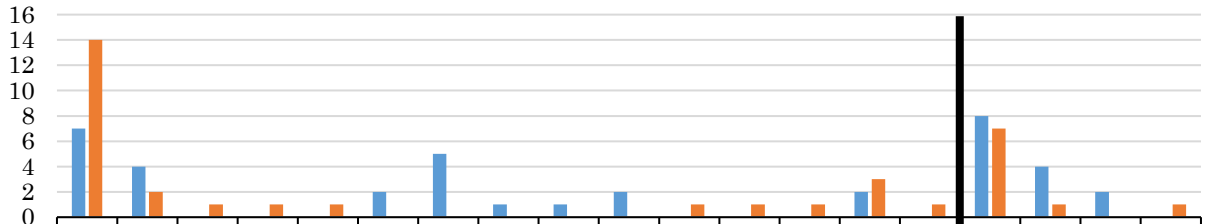

	佐用町	上郡町	たつの市	加古川市	香美町	三木市	宍粟市	神戸市	西宮市	太子町	丹波市	淡路市	尼崎市	姫路市	明石市	佐用町	上郡町	たつの市	美作市
男性	7	4				2	5	1	1	2				2		8	4	2	
女性	14	2	1	1	1						1	1	1	3	1	7	1		1

入所　　通所

平均年齢　　施設全体 54.8歳　（男性 55.1歳　女性　54.5歳 ）
入所部 58.3歳　（男性 58.8歳　女性　57.9歳 ）通所部　47.6歳　（男性 49.3歳　女性　44.7歳 ）

年齢別利用者数（人）

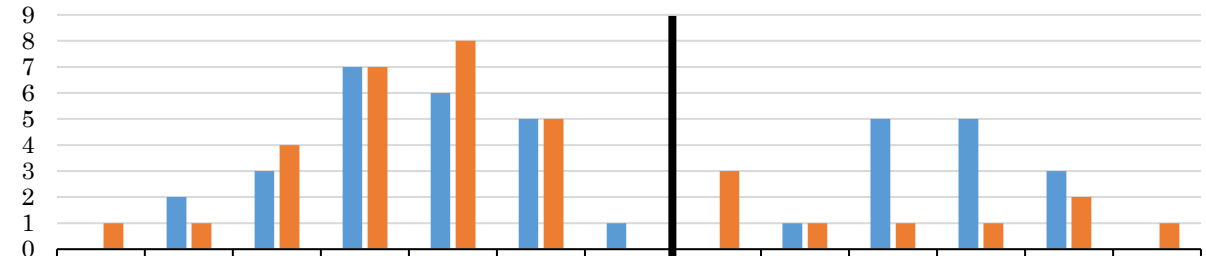

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
男性		2	3	7	6	5	1		1	5	5	3	
女性	1	1	4	7	8	5		3	1	1	1	2	1

入所　　通所

障害支援区分別利用者数（人）

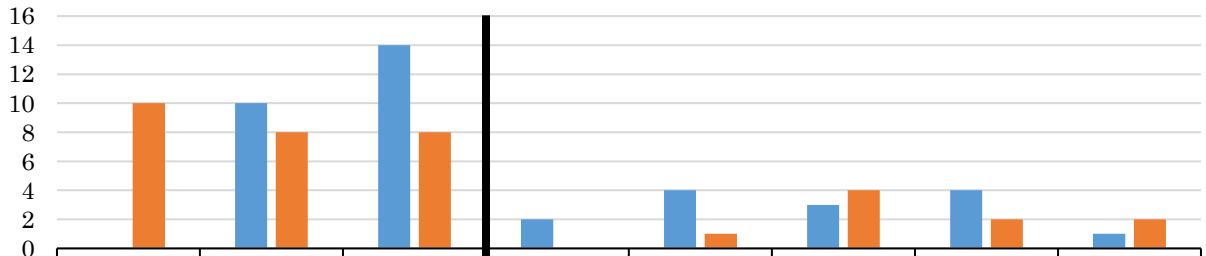

	区分4	区分5	区分6	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
男性		10	14	2	4	3	4	1
女性	10	8	8		1	4	2	2

入所　　通所

2. あさぎり　利用者実態（R3. 4. 1 現在）

あさぎり利用者人数…15 名

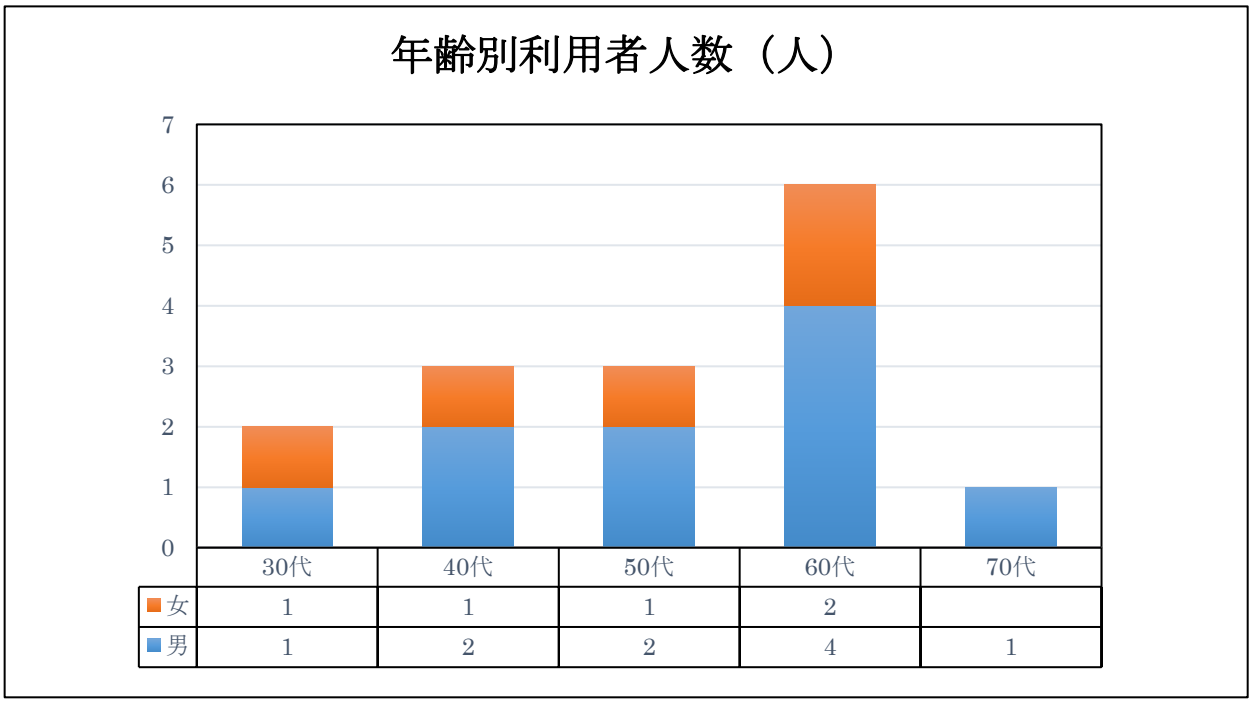

平均年齢　　施設全体 56.1歳　（男性 56.7歳　女性　 54.8歳 ）

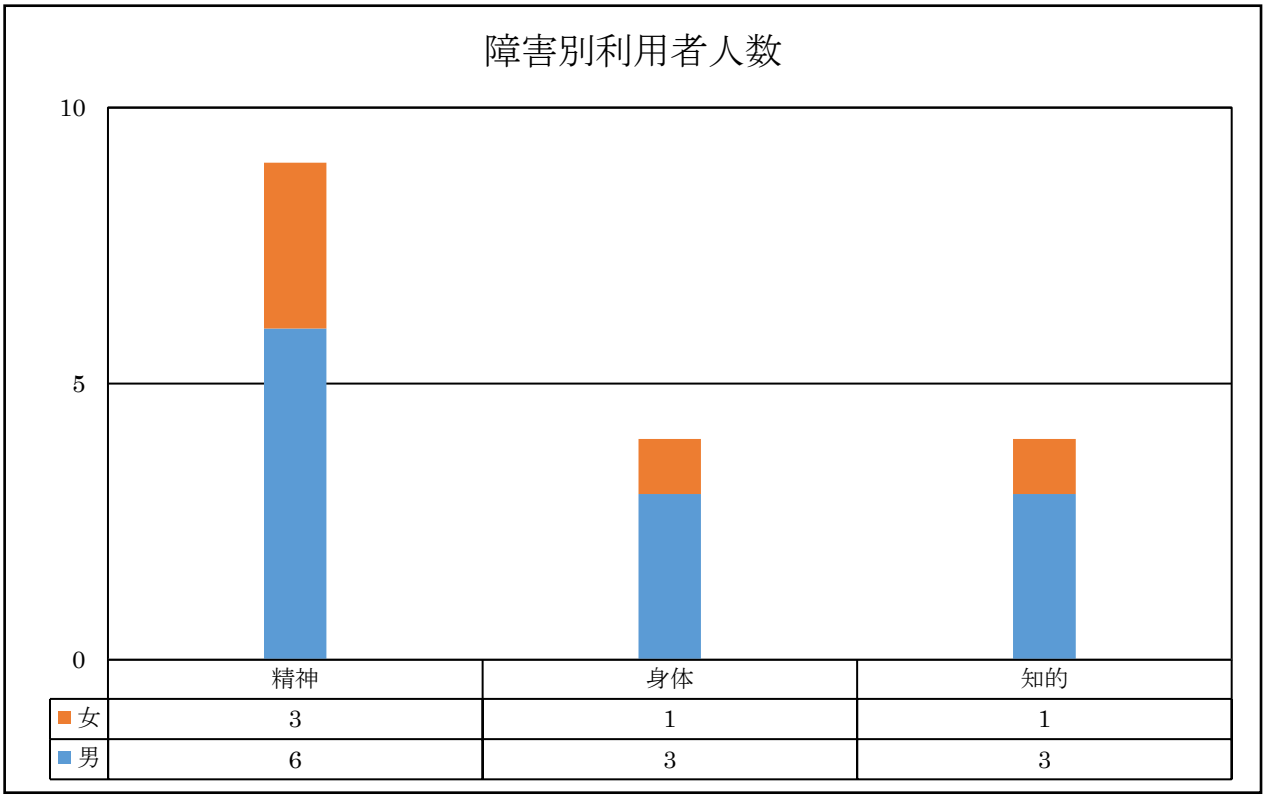

3. 沿革史

【設立の経緯】

① 佐用町手をつなぐ親の会会員からの、「子供達が安心して毎日を過ごす場所が欲しい」「この子を世の光に」「なんとか働く場所が欲しい」との切実な思いを、佐用町、町議会にお願いし、『社会福祉法人佐用福祉会』及び『いちょう園（通所）』を設立。

② 「親亡き後、この子達の生活する場所が欲しい」「居住できる施設が必要」との声を受け、『ぎんなん寮（入所）』を設立。

③ 入所期間が長期化し、重度・高齢化する人が増え、「重度、高齢の人達が安心して暮らせる施設を」という保護者の願いにより、『のぞみ寮（重度棟）』を増設。

④ 「施設から地域へ」という社会からのニーズを受け、『ふれあい会館（自立訓練棟、保護者会館を兼ねる）』『グループホームたんぽぽ』『ケアホームたんぽぽ』を設立。

⑤ 佐用町からの委託、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者の指定を受け、『相談支援事業所すまいる』を開設。

⑥ 佐用町からの委託を受け、地域生活支援拠点事業開始。

⑦ 旧NPO法人あさぎりを法人傘下へ。『地域活動支援センターあさぎり』として新設。

⑧ 働く場所、訓練する場のニーズ増加に伴い、就労継続支援B型事業を開始。

⑨ 防災の拠点、地域の交流の場として、「佐用城跡防災公園」を敷地内に竣工。

⑩ グループホームたんぽぽ中町を開設。（旧グループホームたんぽぽを、たんぽぽ栄町とする。）

⑪ 地域のニーズ、法体制の変異に沿って形を変えつつ、現在の佐用福祉会に至る。

【沿革史年表】

昭和57年	4月	通所更生施設　いちょう園開設	定員20名
昭和61年	4月	入所更生施設　ぎんなん寮開設	定員30名
平成 5年	1月	いちょう園　定員変更	定員22名
	4月	いちょう園廃止　ぎんなん寮へ統一	入所定員30名 通所定員22名
平成 7年	6月	ぎんなん寮重度棟(のぞみ寮)増設	定員20名
平成 9年	4月	いちょう園に名称変更	入所定員50名(重度20名) 通所定員22名
平成16年	4月	自立訓練棟・保護者会館併設	定員5名
平成18年	5月	グループホーム　たんぽぽ開設	定員4名
平成18年	10月	たんぽぽ　ケアホームを兼ねる	定員4名
平成21年	4月	自立支援法新体系移行	施設入所支援　定員50名 生活介護　　定員72名
平成24年	3月	佐用町より相談支援事業委託を受ける	
〃　年	4月	相談支援事業所すまいる開設	特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者の指定
平成26年	10月	大規模修繕工事開始	通所部、ぎんなん寮、のぞみ寮
平成27年	3月	大規模修繕工事完了	
平成29年	7月	佐用町の委託を受け、地域生活支援拠点事業開始	
平成30年	4月	地域活動支援センターあさぎり開設	地域活動支援センターⅢ型指定
令和2年	4月	就労継続支援B型事業開始	いちょう園内にて。定員10名。
令和2年	11月	「佐用城跡防災公園」竣工式	
令和3年	4月	グループホーム　たんぽぽ中町　開設 (旧たんぽぽを　たんぽぽ栄町　に改名)	定員4名

4. 敷地内図等

【いちょう園敷地内図】

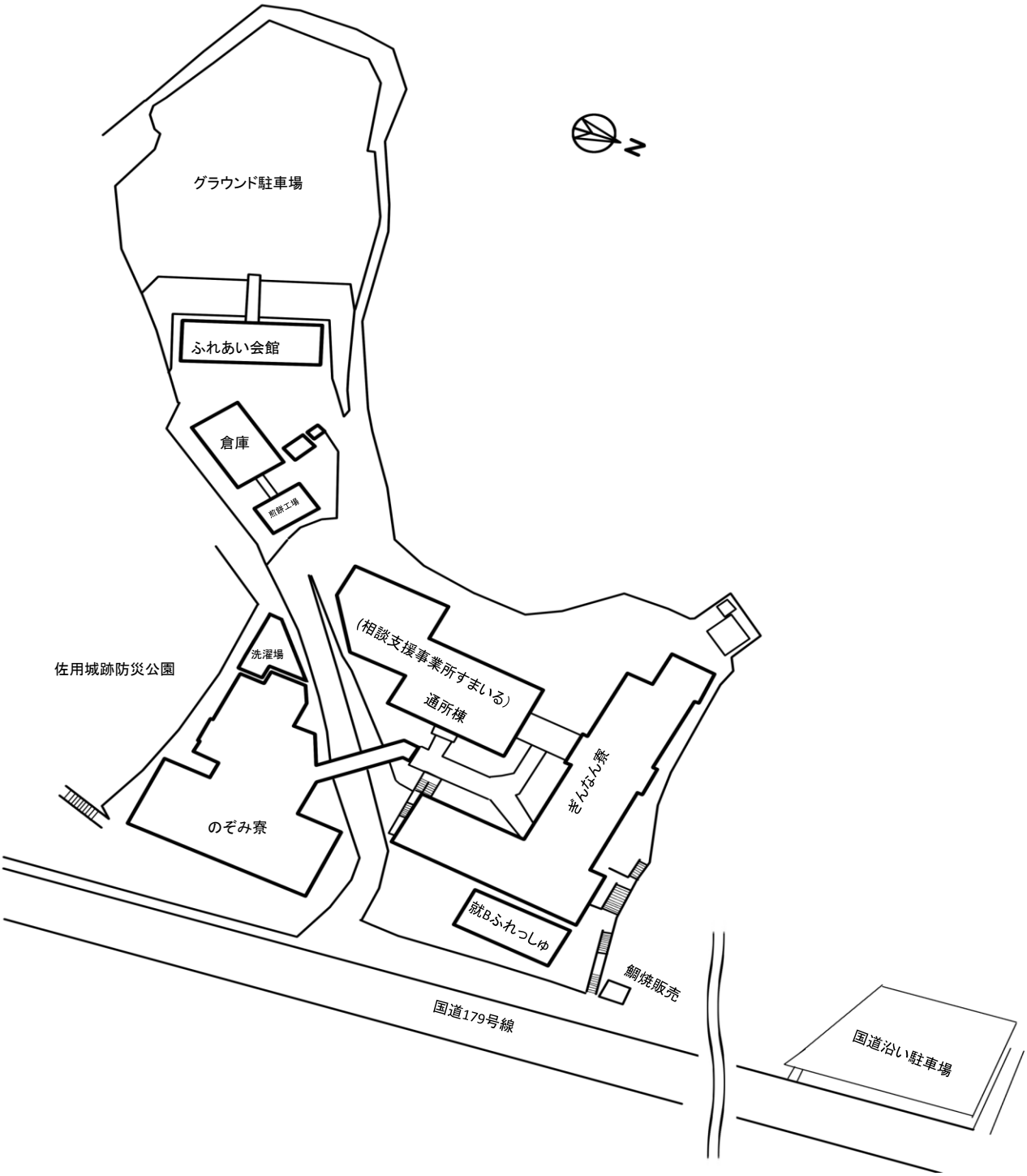

【いちょう園建物内図】

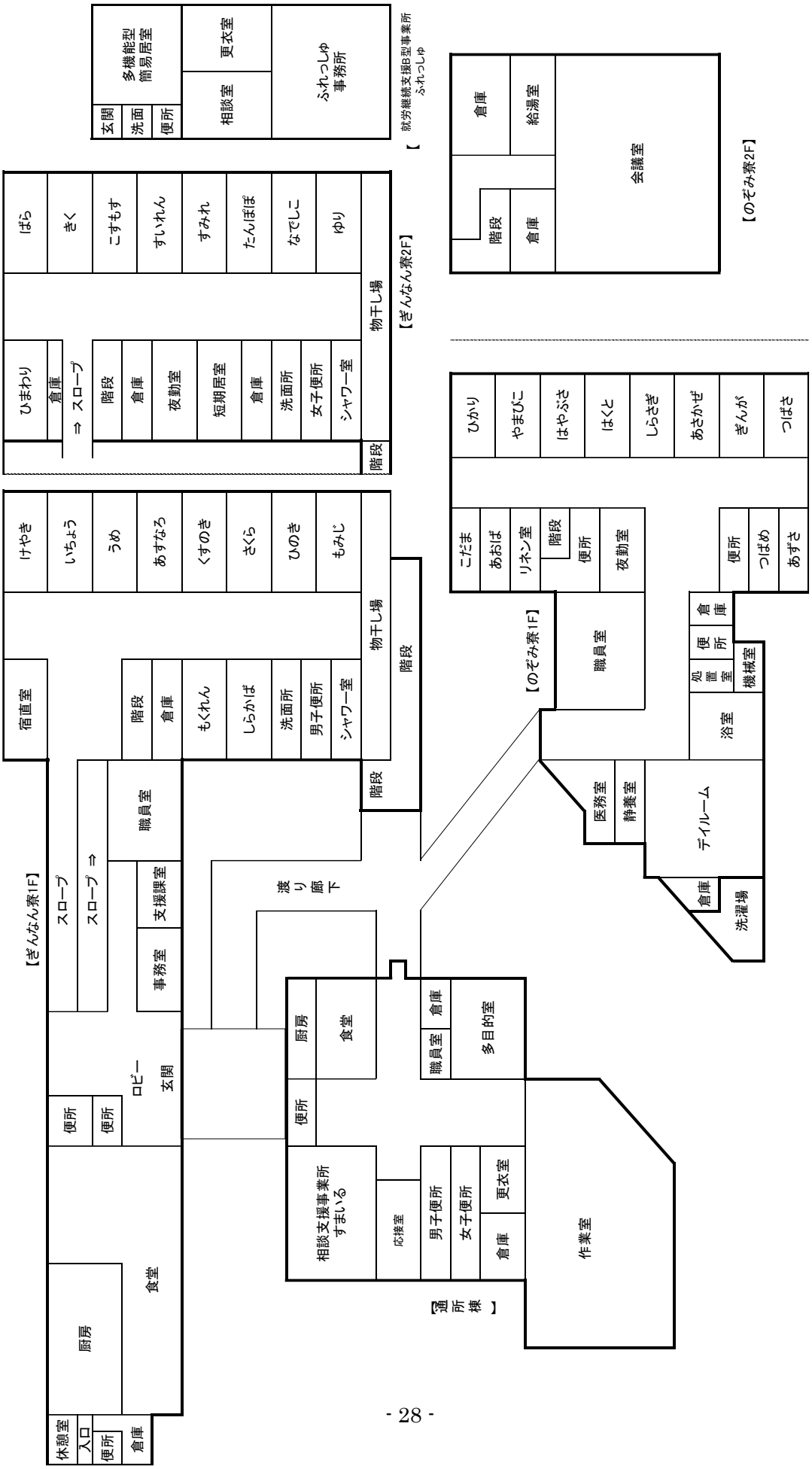
【ぎんなん寮1F】
宿直室
スロープ
スロープ ⇒
職員室
支援課室
事務室
ロビー
玄関
便所
便所
食堂
厨房
休憩室
入口
便所
倉庫
けやき
いちょう
うめ
あすなろ
くすのき
さくら
ひのき
もみじ
物干し場
階段
階段
倉庫
もくれん
しらかば
洗面所
男子便所
シャワー室
渡り廊下
厨房
食堂
便所
相談支援事業所
すまいる
応接室
男子便所
女子便所
更衣室
倉庫
【通所棟】
倉庫
職員室
多目的室
作業室
【のぞみ寮1F】
こだま
あおば
リネン室
階段
便所
夜勤室
職員室
ひかり
やまびこ
はやぶさ
はくと
しらさぎ
あさかぜ
ぎんが
つばさ
便所
つばめ
あずさ
倉庫
便所
処置室
機械室
浴室
医務室
静養室
デイルーム
倉庫
洗濯場
【ぎんなん寮2F】
ばら
きく
こすもす
すいれん
すみれ
たんぽぽ
なでしこ
ゆり
物干し場
ひまわり
倉庫
⇒ スロープ
階段
倉庫
夜勤室
短期居室
倉庫
洗面所
女子便所
シャワー室
階段
【のぞみ寮2F】
倉庫
給湯室
会議室
階段
倉庫
【就労継続支援B型事業所 ふれっしゅ】
多機能型
簡易居室
玄関
洗面
便所
更衣室
相談室
ふれっしゅ
事務所

【ふれあい会館（自立訓練棟兼保護者会館）】

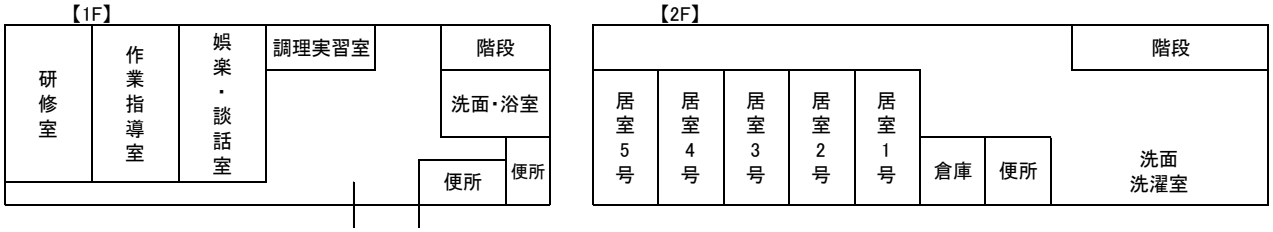

【グループホームたんぽぽ栄町】（兵庫県佐用郡佐用町佐用 2832-12）

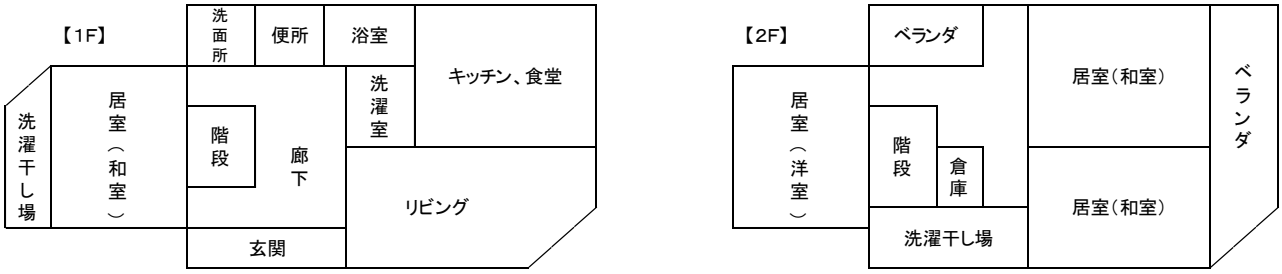

【グループホームたんぽぽ中町】（兵庫県佐用郡佐用町佐用 3043-3）

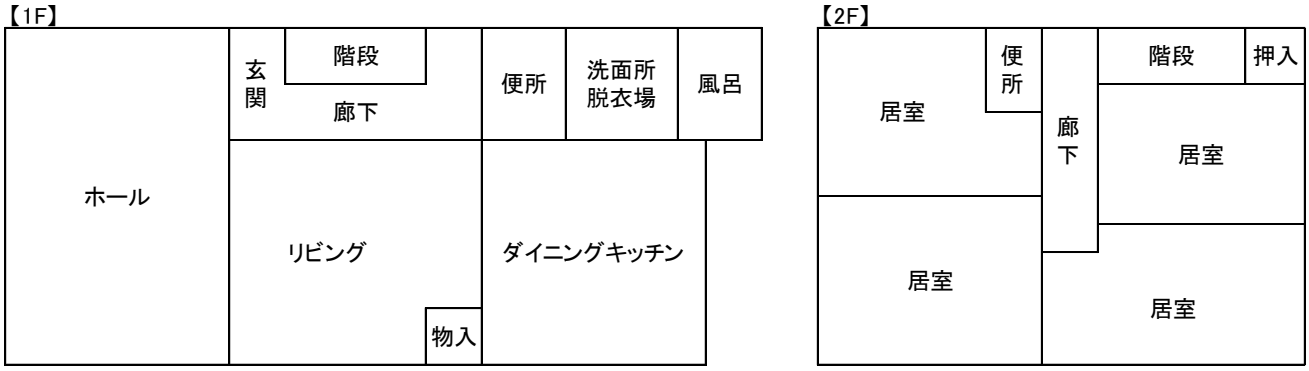
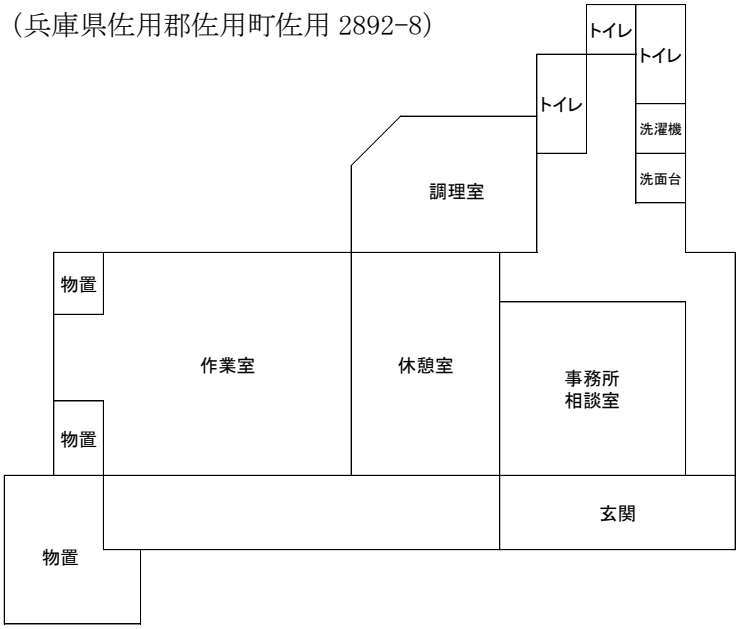
【地域活動支援センターあさぎり】（兵庫県佐用郡佐用町佐用 2892-8）